

# 特別安全衛生改善指導事業場 におけるコンサルタントの役割

令和6年12月14日(土)



CSP労働安全コンサルタント  
CIH労働衛生コンサルタント 横田清士

---

---

---

---

---

---

---

---

## 本日のお話し (特別安全・衛生指導事業場をコンサルして)

1. 法令上の役割
2. 行政との繋がり
3. 事例紹介
4. 業務拡大に向けて

---

---

---

---

---

---

---

---

## 1. 法令上の役割

- ▶安衛法78条～79条  
厚生労働大臣、都道府県労働局長は、事業者に特別安全衛生改善計画の作成と提出を指示することができる。
- ▶安衛法80条  
厚生労働大臣、都道府県労働局長が前2条において必要とすると認めるときは、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け特別安全衛生改善計画の作成又は変更について意見を聴くべきことを勧奨することができる。
- ▶安衛法81条  
労働安全衛生コンサルタントは、他人の求めに応じて報酬を得て労働者の安全衛生の水準の向上を図るため安全衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする。

---

---

---

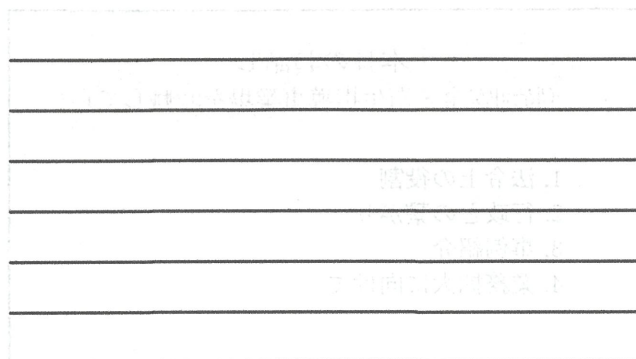
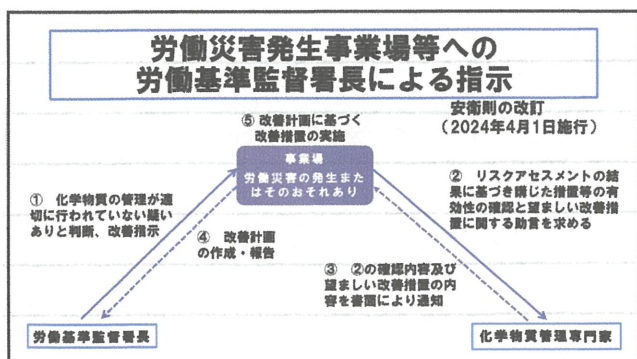
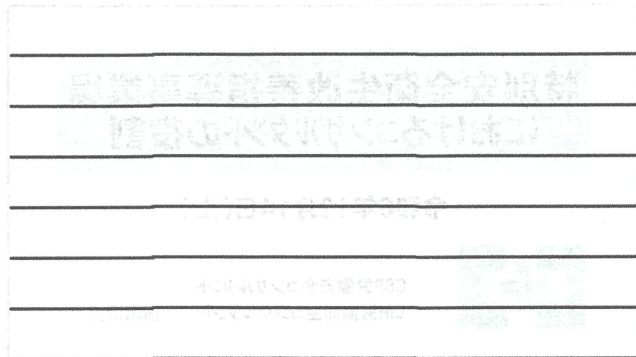
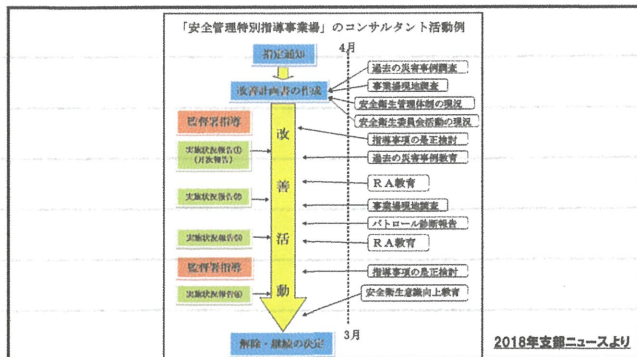
---

---

---

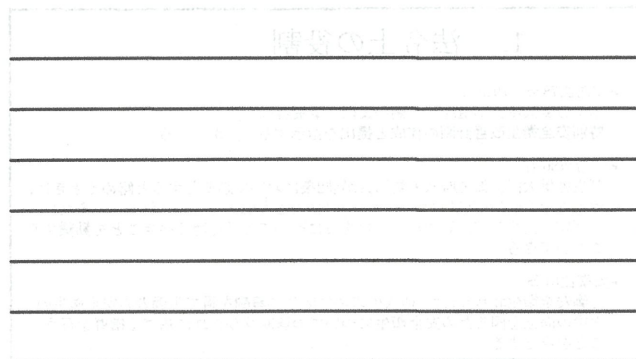
---

---



## 2. 行政との繋がり

- 改善計画書の作成指導
- 進捗報告書の作成指導
- 監督署臨検時の立会い
- 監督署臨検後の是正勧告及び指導事項の報告指導
- 行政(担当官)とのコミュニケーションの重要性



### 3. 事例紹介

- ・上越市内の食品製造業
- ・従業員390名(男性148名、女性242名)
- ・1日12万食の製造販売
- ・三幸製菓の火災も特安を指示した要因
- ・労働災害の発生状況

区分	災害件数				計	度数率	頻度率
	死亡	休業4日以上	休業3日以下	不 休			
2021年	0 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	7.98	0.12
2022年	0 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	6.37	0.19

(注) 1. カッコ内には業務上疾病件数を内数として記入すること  
 2. 令和4年食品製造業(規模300人~499人)の度数率:2.93、頻度率:0.15

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

労働安全衛生法第79条第1項の規定により、下記事項についての安全衛生改善計画を作成してください。

<p>改善措置を講ずべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各級責任者の職務履行</li> <li>機械設備の本質安全化と点検の励行</li> <li>リスクアセスメントの定着</li> <li>安全な作業方法が示された作業手順書の整備</li> <li>安全衛生教育の計画的な実施(雇入れ時等、職長等ほか、経年労働者を含む)</li> </ol>	<p>その他の事項</p> <p>安全衛生改善計画の作成及び今後の具体的な改善措置にあたっては、労働安全コンサルタントの診断等を受けられるようお勤めします。</p>
--	--

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

### 安全衛生改善計画書

項目	改善内容	理由等	実施機関
安 全 衛 生 管 理 体 制	1:各級管理者の職務履行	各部門の管理社員及び職長の安全に関する責任と権限を明確にして、職務を励行する。	4月~実施
	2:安全衛生委員会の運営	毎月、定期に開催し付議事項について審議を行い、議事録の作成・保存・回覧を行う。	4月~実施
	3:リスクアセスメントの定着	職場における労働者の危険が想定される作業や作業場を特定し、現場の職長や管理社員中心にリスクアセスメントを実施する。	5月~実施
	4:作業手順書の整備	リスクアセスメントをもとに、作業手順書を作成。作業者に教育・周知をする。	6月~実施
	5:労働安全コンサルタントの活用	労働安全コンサルタントを活用し、随時安全に関する指導・助言を受けて、職場の環境改善を図る。	4月~実施

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

項目	改善内容	理由等	実施機関
安全衛生教育	1:職長安全衛生管理者教育	管理社員対象に研修を受講させる。	5月～毎月参加
	2:経年労働者の安全衛生教育	経年労働者への安全教育を部署ごとに行う。	5月・11月
	3:雇入れ時の安全衛生教育	外国人含む新規採用者雇入れ時教育の徹底	4月～随時
	4:熱中症予防対策	製麺茹で室にWBGT指数計を取り入れ、値に基づいて水飲み場の確保、冷房装置の増設等検証を行う。	6月～
	5:メンタルヘルスケアの推進	外部の保健師を活用し、メンタルヘルスケアの推進を図る。	4月～実施
	6:避難訓練の実施	全時間帯（夜間含む）の避難訓練の実施。経路の安全を確認する。	6月実施


項目	改善内容	理由等	実施機関
施設改善整備	1:3ヶ所3ヶ所の定着	過去の労働災害の発生作業・安全バトロールやヒヤリハットで発見された危険箇所や作業を対象にリスクアセスメントを推進する。	5月～随時実施
	2:安全な通路の設置	作業場内に夜間でも安全が確保されている通路を確保する。 (工務室外側通路・製麺室2階からの避難経路) (避難経路の夜間の照明)	5～7月
	3:転倒防止	転倒の危険がある箇所の点検と防止対策の実施	5月～随時実施
	4:巻き込み防止	製麺機器である玉とり機の動力伝導部分（チェーン）の巻き込み防止対策の措置を講じる。	5～7月
	5:挟まれ防止	製麺機器のミキサーへ粉投入時にはさまれや1人作業の安全確保の措置を講じる。	5～7月


項目	改善内容	理由等	実施機関
安全衛生点検	1:各機械・設備の点検体制を整備	作業者による日々の始業終業時点検 工務による月1回の点検 メーカーによる年1回の点検をスケジュールを組み、実施する。 機械設備の本質安全化を図る。	日々 月1回 5月～スケジュールに沿って実施 改善措置の迅速やかに
	2:安全バトロール	安全衛生委員による安全バトロールのほか各部署の管理社員は自職場を点検し、作業設備、環境等の整備と維持につとめる。	4月～毎月実施


#### 4. 業務拡大に向けて

- ▶定期的なパトロール診断
- ▶パトロール診断後の改善提案
- ▶リスクアセスメント教育
- ▶メンタルヘルス教育
- ▶安全大会、衛生大会での講演（類似災害防止教育）
- ▶安全衛生意識向上教育（危険感受性を高める）
- ▶臨検後の是正勧告、指導事項の改善指導
- ▶OSHMS導入教育（内部監査員養成教育）
- 顧問契約

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 顧客との信頼関係がすべてですが

- ▶安全衛生指導事業場に指定されることは、1つのチャンスである。
- ▶このチャンスを生かすためにコンサルタントを有効に活用する  
ビジュアルは、極めて重要（行政及び事業者に）
- ▶コンサルタントは、労災発生リスクの高い事業場のリスクの芽を事前に摘み取り、労災防止の実効性を上げるための重要な役割を担う
- ▶特別安全衛生事業場へコンサルタントとして積極的に間与することで業務拡大を図る。
- ▶事業者及び行政との強いパイプを作ることも可能

---

---

---

---

---

---

---

---

#### 化学物質の自律的管理に向けて (情報収集+教育資料)



独立行政法人 **Johas**  
労働者健康安全機構

<https://www.jniosh.johas.go.jp/index.html>



職場の化学物質管理  
**ケミサポ**

<https://cheminfo.johas.go.jp/>



事業者が実施すること

<https://cheminfo.johas.go.jp/try.html>

自律的な管理を進めるための4つのステップ

---

---

---

---

---

---

---

---

